

水道管路耐震化事業官民連携あり方検討業務のプロポーザル方式による公募について（公告）

次のとおりプロポーザル方式により受注者を公募する。

令和8年2月16日

香川県広域水道企業団企業長

池田 豊人

1 公募に付する事項

（1）委託業務名

水道管路耐震化事業官民連携あり方検討業務

（2）委託期間

契約締結の日から令和8年9月30日まで

（3）委託限度額

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（4）委託業務の内容

水道管路耐震化事業官民連携あり方検討業務仕様書

（以下「仕様書」という。）のとおり。

2 参加資格要件

次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 企業団が発注する契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
  - ・会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
  - ・民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- ④ 平成27年度以降に給水人口90万人以上の上下水道事業体から本委託業務範囲※を含む委託業務を受注した実績があること。

※プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）「3 委託業務の範囲」参照

3 申込方法及び参加資格要件の審査結果の通知

（1）提出書類

- ① プロポーザル参加申込書（様式第1号）
- ② ②の④の要件を満たすことを証明する書類

（2）受付期間

令和8年2月16日から同月20日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

### (3) 提出方法

直接持参するか、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）によるものとする。

なお、郵便又は信書便により提出する場合は、令和8年2月20日午後4時までに必着すること。

### (4) 提出先及び問合せ先

郵便番号 760-8514 高松市番町一丁目8番15号 高松市防災合同庁舎6階

香川県広域水道企業団 計画課

電話番号 087-826-6115 FAX番号 087-826-1132

E-Mail : [keikaku\\_honbu@union.suido-kagawa.lg.jp](mailto:keikaku_honbu@union.suido-kagawa.lg.jp)

### (5) 審査結果の通知及び参加要請

プロポーザル参加申込書を提出した者に対し、令和8年2月24日までに参加資格の審査結果を通知し、参加資格要件を満たしている者に対してはプロポーザルへの参加を要請する。

### (6) プロポーザルへの参加要請を受けた者（以下「参加者」という。）に限り、提案書等を提出することができる。

## 4 説明会

説明会は開催しない。

## 5 質問の受付及び回答

参加者は、プロポーザルに関して質問がある場合は、様式第6号により令和8年2月24日～2月26日午後3時までに3の(4)で示したメールアドレス又はFAX番号宛に送信すること。

質問回答事項は、令和8年3月2日までに、参加者全員に電子メール又はFAXで回答する。

## 6 提案書等の提出

参加者は、次のとおり、提案書等を提出すること。提案は、1参加者あたり1案とする。

### (1) 提案書等

ア 業務提案書（様式第4号）

イ 業務見積書（様式第5号）

### (2) 提出期間

令和8年2月24日から同年3月13日まで（休日等を除く午前9時から午後4時まで）に直接持参するか、郵便又は信書便で提出すること。なお、郵便又は信書便による場合は、令和8年3月13日午後4時必着とする。

### (3) 提出場所

3の(4)で示した場所

## 7 経費の負担

このプロポーザルの参加に関し要する経費は、参加者の負担とする。

## 8 選定方法・審査基準・失格事由・スケジュール

実施要領のとおり、選考委員会において評価基準に基づき契約予定者を選定する。

## 9 その他

### (1) 参加者は、本公告のほか、香川県広域水道企業団会計規程、香川県広域水道企業団契約規程等の内容を遵守しなければならない。

### (2) 詳細は、実施要領、仕様書によるため、参加希望者は必ず確認すること。

(3) 本公募は、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能となった時にその効力が生ずる。

(4) 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を契約の候補者選考後の  
見積書提出時に3の(4)に示すメールアドレスに電子メールで提出すること。その際、メールの件  
名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書 (件名:○○○○)」とすること。